

議 長 それでは、受付番号第3号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。
5 番 田 代 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。受付番号
第3号、質問議員、第5番 田代実。件名、湯の沢地区・寄一番地の活用事業
について。リード文7行については割愛させていただきます。

(1) 寄一番地を売却せずに太陽光発電所用地として貸し出す可能性は。

(2) 松田町特定土地利用計画により用途規制がされていますが、その範囲内
で町や地元にとって迷惑施設が立地する可能性があります、その対策は。

(3) 売却後の歳入については、将来のまちづくりの基盤整備に活用するため、
基金に積み増すこと。

この3点について御回答をお願いします。以上です。

町 長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。湯の沢地区
にあります寄一番地につきましては、国道246号線の東側と西側に面した3つの
土地で構成され、合計1万4,657.33平米の面積であり、平成27年7月に町が当
時の所有者から御寄附により取得した土地であることは御承知のとおりでござ
います。

それでは1点目の御質問にお答えをさせていただきます。町では、これまで平
成30年5月と平成31年2月の2回にわたり、公募型プロポーザルにより民間事
業者からの募集を行ってきましたが、2回とも事業者の選定には至りませんで
した。そのため、3回目の公募については地域住民の方々の御意見でもあります
禁止業種以外の募集条件とし、民間事業者から事業内容を提案いただき、認めた
上で一般競争入札を行う条件付一般競争入札という方法により売却していく方
針を決定し、2月10日より募集内容を公開しているところでございます。売却す
る方針につきましては、第6次総合計画の議決を賜る際において、2040年までの
将来財政推計にてお示ししたとおりでございます。その際にも申し上げました
とおり、寄一番地などの町有地の有効活用につきましては、今後、必要となる町
事業の財源確保に向けて売却の方針を進めておりますので、現在は土地の貸し
出しを前提にしていないことを御理解いただければと存じます。ただし、太陽光
発電として売却することにつきましては、地域住民の方々からの禁止事項とし
て伺っておりませんので、購入の意思を示していただく事業者さんがいた

できればありがたいというふうに考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。松田町特定地域土地利用計画では、都市計画区域外においても、その地域の自然環境の保全と利活用の両面から開発に一定の制限を設けて、計画的な土地利用を誘導している施策であり、この土地は産業系及び住居系の利用検討ゾーンとして設定を希望し、県に承認されたものでございます。

御質問にあります迷惑施設につきましては、湯の沢地区の地域説明会の中でも御心配されている御意見をいただいておりますし、町といたしましても、こういった御意見や要望をお聞きした中で禁止する業種を定め、改めて地域説明会を開催し御説明を申し上げ、今回の募集に至ったところでございます。

また、募集要項では、禁止業種以外にも近隣住民の生活環境の保全に十分配慮した事業とするよう記載をしておりますし、業者への売却後においても、必要があれば適切な指導を行っていくこととなります。さらには、違反をした場合には違約金を徴収するとともに、所有権移転から10年間の買い戻し特権を設定するといった対策を講じておりますので、この土地の利活用にそぐわない事業の提案があった場合は認めないようにも定めております。

ただし、法律では所有権移転から10年間を過ぎた場合は、土地所有者により現在募集条件としている禁止用途に関する規制は解除となることにはなりますが、特定地域土地利用計画において、地元の方の承諾が必要となるため、その際に、再度、御理解を賜る手続が必要となりますので、禁止事業が容易に進むことにはならないと考えております。

次に、3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。第6次総合計画に掲げているとおり、土地利用については新時代に向けた積極的な土地利用を推進するため、町有地等の利活用の促進を進める中、未利用地であります寄一番地を売却することにより、財源確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

平成31年度予算審査特別委員会報告の付議事項に示されておりますとおり、今回の寄一番地の活用についての目的や活用方法を踏まえ、その手法に伴う売却後の歳入については、昨年、将来財政推計をお示しした際に申し上げたとおり、現時点では人口増加策の一つとして将来のまちづくりのために必要な、新た

な学び舎である小学校建設整備事業費の一部として活用する予定でおりますが、時世の流れを鑑みたく中で、さまざまな基金に積み立てるなど、可能な限り柔軟に対応してまいりたいとも考えております。以上でございます。

5 番 田 代 御回答ありがとうございました。1番については、時間がありませんでしたら質問させていただくということで、核心の部分の2番、これについて質問させていただきます。

先ほど町長から説明があったとおり、プロポーザルで事業提案をしていただく業者を公募した際に、湯の沢地域の住民の方から危険物の貯蔵庫、風俗関連、葬祭場関連、公営競技関連、パチンコ店、産業廃棄物処理関連、こういった業種は除いてくれと。そういった中で公募してほしいという要望があり、それを組み入れて売買の条件にしていくという説明がありました。ここで、今、町長から回答があったことが、10年までは買い戻し特権で買い戻せる。または売却後、10年までだと思えるんですけど、やはり行政指導できるというお話だったんですけども、10年経過したときは、この禁止内容が、もう縛りがなくなるというふうには私は聞こえたんですけども、それについて再度お伺いしたいのが、法律上、または条例上、県条例、国の法令、建築基準法、いろいろな法令あると思います。その中で、この禁止業種、私の場合だと迷惑施設ってお書きしたんですけども、そういったものを縛れる根拠があるのかどうか。まず、それについてお伺いたします。

定住少子化担当課長 それでは、御質問にお答えいたします。寄一番地の売却につきましては、売却後10年を過ぎたときに禁止用途に対する規制は解除となりますが、規制に関する法的な定めにつきましてはございません。したがって、10年以降も継続して禁止用途を規制していくということとはできないということになります。

5 番 田 代 そうしますと、松田町の土地利用計画、特定地域土地利用計画と、あと県の調整区域の開発あたり、都市計画区域外の開発あたりが関係すると思うんですけども、産業系・住居系という枠、それに当てはまれば、ここでの禁止区域の業種も全て産業系ですよ。それができてしまうのかどうか。その確認をさせてください。

定住少子化担当課長 議員おっしゃるとおりですね、特定地域土地利用計画につきましては、県の土

地利用調整条例に基づいたものになります。その中で定められている商業系につきましては、土地利用計画条例に記載されている中でですね、商業系、近接商業系と商業系という2通りに分かれていますが、その中には、特にそれ以上のものはございませんので、含まれてくるというようなものになると考えてございます。

5 番 田 代 今の回答ですと、10年後にはこの縛りが解けて、住民から要望のあった禁止業種、これには業者が法的な手続をすればできてしまうという理解をさせていただきます。間違いないですね。（「はい」の声あり）

では次に、2回のプロポーザルで、なかなかいい業者がうまくマッチングできなかったということで、今回は普通財産の売り払いの一般競争入札ということで、告示を2月10日にされて、今、執行されてるところなんですけれども、この件に関して、ちょっと町長の先ほどの回答でよくわからなかったんですけれども、私の考えから言うと、やはり一番高い業者、通常だと予定価格を設定して、それよりも高い業者であれば、もうこの契約は成立するよと。予定価格よりも安ければ不調だということで再度やるのか、またはきょうのこの一般質問のやり取りを得て細工をするのかね。その辺が、今回のちょっと私は論点だと思うんですけれども、この競争入札について、どういうふうな具体的な手法で行われるのかね。それについてお答えをお願いいたします。

定住少子化担当課長 まず、入札の方法でございますが、一般競争入札等々ございます中で、公募型プロポーザル方式という、提案をしながら価格も御提案いただいてという、総合的な形の事業内容を発表していただいた中で審査をするというようなこともございますが、今回、寄一番地につきましては、条件付一般競争入札というような手法になります。言い方を変えますと、二段階式の一般競争入札という形になりまして、手法としましては、一度、事業内容を確認をさせていただく。もちろん、その中には暴対法に絡むところもございます。警察照会も含めて。今回、禁止業種として掲げさせていただいた事項のものが、果たして提案として事業内容がどうなのかという、事業の内容も含めて、まず中身を確認させていただく。その中で入札の参加ができる、できないという判断をさせていただいた後に、参加が可能な事業者につきましては、入札の形で札を入れていただ

くというような流れになります。その中で予定価格を定めさせていただいて、あとは一般競争入札というような形で入札方式によって業者を決定する。そういう二段階の形の方式になります。以上でございます。(私語あり)

失礼いたしました。2回目ですね、入札に関しましては、予定価格を定めてということになりますので、その結果、予定価格を下回った場合、今回は予定価格より上回ったものに対して売却という形になりますので、予定価格より下回った場合につきましては、不調という形で業者が決定されないというような形になります。以上でございます。

5 番 田 代 先ほど、二段階で行うと。初めに業者が土地利用する提案ですね。どういったものをつくって、どういう形である。その提案について、役場内で審査会をして決めるものなのかね。どこでそこで一回、一段階でどういう基準でふるい落とす。それについて、もう少し詳しく説明をお願いします。

定住少子化担当課長 一度目ですね、提案内容、事業内容の確認につきましては、やはり委員会を設ける形にしたいと考えてございます。委員会の構成メンバーといたしましては、まず、提案の内容という点では地域の方も入れた中でやっていきたいというふうに考えてございます。また、あわせてですね、委員会の中では予定価格を町長が定めるんですが、予定価格を定める前に、ある程度、この土地が一般的にどのぐらいの金額になるかということの評価額等々も踏まえた中で、基本となる価格というのを決めさせていただくようなことも考えてございます。そういったことの中では、不動産鑑定士の専門的な見解もいただくということの中で、そういった方も入れながら委員会として構成し、また庁内の関係する課長も入れた中で委員会構成をした中で進めていきたいと考えてございます。以上です。

5 番 田 代 事業内容の提案については、入札審査委員会みたいなものを組織して、その中で好ましい、好ましくない、審査した中で全部の業者なのか、禁止業者がそこで削除されると。それで残った業者に入札と。このような解釈をさせていただきます。それでよろしいですね。

あと次がですね、仮にそれでよい業者が、いい値段で、予定価格よりも高い値段で落札したと。契約もできたと。その後、転売した場合です。何らかの事

情があってその業者が転売した場合、10年間は禁止業種、そういったものが担保されるのか、されないか。これについて御回答をお願いします。

定住少子化担当課長 10年後についての禁止業種の担保という、10年たった後…（「もう一回」の声あり）すいません、失礼しました。

5 番 田 代 もう一度再質問させていただきます。入札によって業者が決定した。ところが、その後1年、2年たって会社の事情、景気が悪くなってとてもできないよということで、ほかの会社に転売した場合、要するにまるっきり入札のときは禁止業者も全部承知して買ってるわけですよ。転売した場合に、次の会社に、やはり契約のときにそういう条項が入ると思うのでね、それが担保されるのかどうか。要するに、転売したのが2年後だったら8年間は禁止業種がそのまま担保されて、すぐにはできないという解釈に私はなるのかなと思うんですけど、その確認でございます。よろしくをお願いします。

定住少子化担当課長 やはりこれもですね、買い戻し特約の条項に当たる部分になるかと思います。契約の解除ということで売買代金の返還と買い戻しということで、そういった形の買い戻し特約の中の一つになろうかというふうに思っております。以上です。

5 番 田 代 確かに今、その要綱にはそういう記載があるという話は、ちょっと小耳に挟んだんですけど、今、私、転売と言ったんですけど、その会社が倒産してしまったと。それでその後、債権者がその土地を取得する可能性があるんですよ。その場合に、それが生きるのかな。それがすごい心配なんです。よろしくをお願いします。

そういったね、危険性があるわけですよ。一つは10年後以降は禁止業種の担保がなくなる。場合によって、倒産した会社で抵当権設定して押さえてた会社が、どちらかというとそういう禁止業種をやってる会社が持った場合に、その担保がきくのかなという。

私、どうしてこの質問をしたかといいますと、民々でこの土地が取引されれば、行政って行司役ですから、ある程度、住民の利益を求めて、行政のできる範囲で、いろいろ住民のためにできると思うんですよ。地方自治法に定めがあるように、地方自治体というのは住民の福祉向上、これに寄与すべき団体というの

が、もう冠にあります。今回は、町がそれを売るわけですよ。それについて、すごい心配です。

もう少しわかりやすく説明させていただくと、去年の10月21日にいただいた資料です。平成27年7月24日、現在の土地1万5,000平米ぐらいなんですけれども、地権者から譲り受けたと。このときに説明があったのが、測量代とか境界立ち会い、実測図面、そういったものをつくって売買しようとしたんだけど、なかなかうまくいかなくて、町に買ってくださいよという話の中で、実質かかった費用3,200万ぐらいって、当時メモがあるんですけども、3,315万の費用を払ってその土地を買ったと。だから全部の土地の売買代金じゃないんですよ。売の方が売買のためにかかった費用相当分を町が払って買ったと。その後、平成元年9月26日です。去年の9月26日。その買った1万5,000…あ、ごめんなさい、令和元年です。買った土地の一部、474平米。これについては皆さん御存じだと思うんですけど、国道246と県道の角地にコンビニエンスストアがあると思います。そこの方が欲しいということで買われた。このときにも、やはりコンビニ、私のメモだとコンビニ運営のみ利用すると。それを契約条項に入れるということで、相手ははっきりしてて、はっきりした目的で使う分には私はいいと思うんですよ。ところが、今回は10年たったらその縛りがなくなってしまう。可能性として、そういった町がだめだだめだという、そういう禁止した業種のもの、迷惑施設ができてしまう可能性がある。これが一番問題だと思います。これについて町長、お答えをお願いいたします。

町長 薄い記憶をたどるとですね、恐らく、たしかですね、買い戻し特権については、登記をするときの甲の部類になると思う。所有権の関係になりますので、甲の部類のところ、登記をするときに買い戻し特権というのをしっかりとつけることが、たしか可能だったというふうに記憶をしているので、10年間という部分については買い戻し特権の有効がずっと続くということになるかと思いません。

また、先ほどちょっと心配されてた倒産をした、倒産をしたということは債権があって、その債権をどうするかということに対しては、買い戻し特権が有効の一番初めについてるということになると、まずこちらのほうに相談があって、

話になって、買い戻しするところがちゃんとした状況の中で使ってくれるんだったら買い戻し特権を発動しないで済むと。しかし、違う業者がするんだったら買い戻し特権を発動して返してもらうということになるろうかと思うので、契約といいましようかね、登記をするときにはそういった条件をつけてやるということにはできるかというふうに、何となく記憶を戻したとこでございます。

また、その10年後の分について、契約はあくまでも当事者ということになりますので、先ほどちょっと…法律上はそういったことがなかなか難しいんでしょうけども、土地利用計画の中で承認をいただきながら事業を進めるというときに、住民の方々の御理解というか承認といいましようかね、それがないと前に進めないというような手続なこともあるというふうにも伺ってますから、そういった手続の中でしっかりと町経由で、多分、最終的には承認をしていくことを、いやいや、それはそういう条件では承認できないというふうなことなんかも考えながら、今後、対応することになるろうかというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 今、2つの回答をいただいたんですけども、10年以内、これについては買い戻し特権ということはよく理解しました。その後の10年後です。これについては、どちらかというと希望的観測のように、私、聞こえました。やはり裏づけがないように思います。そのときに、先ほど申し上げたとおり、町が売った、その土地で地域住民にとって迷惑な施設、要望してたものができてしまった。それはやっぱりすごい問題だと思いますのでね。これからも公告はして募集はしてるんですけどもね、その辺の裏を、確実な裏をとって進めていきたいと思えます。場合によっては、またこの件に関しては再質問ないし何らかの形で行政側と議論を進めさせていただきたいと思えます。今、入りとしてすごい難しい問題があると思えます。

1つ目の質問にちょっと関連するんですけども、町長は今回の議会で再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例、これを12月議会で提案して、今、付託になってるんですけど、すごいいい条例だと思います。まさに、前段で質問した内容なんですけど、これは報徳エネルギーに貸すと、15万ぐらい、10アール、年間借地料もらえるんですよ。だから無理に売り急がないで、そういったお貸し

する。それで、この町の再生可能エネルギーの利用促進に寄与するのであれば、そういった手法もあるように感じます。この件に関しては、町長いかがでしょうか。

町長 御提案ありがとうございます。おっしゃるとおり過去にですね、検討したことも実はあるんですけど、日当たりが悪いんですね。だから非常にそういった面では採算性が厳しいというようなお話をいただいたりとかもありますけども、いずれにしろ、地域の方々に不安を与えるようなことのないようですね、しっかりと配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 今、町長、検討したというお話だったんですけども、すぐ湯の沢の分譲地から秦野方向に300メートルぐらい行った左側。折戸組の碎石跡地、秦野分です。そこにソーラーパネルがあるということで、ネットで調べましたら1万5,000平米ぐらいかな、かなりの面積だったんですよ。15万だ。16万5,000平米で東京ドーム4個分。460万キロワットの出力があるというあれが出てました。要は、私なんでも再生エネルギーで勉強したときに、何でも南面向きだけじゃなくていいよという、南面のときは一番時間がみんなどこも競合するから、逆に朝だとか夕方、そういうときに発電能力があるあれも貴重なんだよというね、そんな話も聞きましたので、その辺も、今、回答求めませんけれども、やはり再生可能エネルギーをね、促進する条例を定められるということと、地域の住民のことを考えると、借地という手法と、あとは買い取りで採算は厳しいと思うんですけどね、そういった環境面のものの誘致ですか。それあたりは、ぜひ考えていただきたいと思うし、先ほどの、そういったいいものが出た。ほかにもいろいろ出たんですけども、よいものを優先して、よい提案をした人を優先して、何か入札にかけていただきたいな。ただ、お金も大事なんですけども、高ければいいということではなくて、やっぱり会社の信用力、それと目指すもの。そういったものを踏まえた中で、この売買については、競争入札については慎重にやっていたらありがたいということで強く要望します。

最後に3点目に入らせていただきます。今現在、予定価格、最低価格というのかな、今回入札にかける。そういうことは、この場ではお聞きするのも失礼ですし、回答すべき内容ではないと思いますけれども、今度はお金が入った場合。先

ほど町長、回答で財政推計にも示したとおり、松田小学校の建設の一部に充てるということでした。これについて私の持論としては、やはり基盤整備ですね。将来のまちづくりの基盤整備。それに充てるべきものだと思います。すいませんが、財政課長、こういったまちづくりのための基盤整備に充てる基金を持っているところ。持っているところでは幾らぐらい積み立てがあるか。上郡と下郡レベルで結構ですから、町レベルの情報、それと、あとは参考として財調、財政調整基金、これについてわかる範囲で御回答お願いいたします。ゆっくりお願いいたします。ちょっとメモしますから。

政策推進課長 それではお答えさせていただきます。まず、公共施設等ですね、整備基金ということで、下郡を含めてですね、決算状況がちょっと調べた状況を確認させて報告をさせていただきます。

まず公共施設ということで、用途を限定しない施設整備基金といたしまして、中井町さんが公共施設整備基金という名称で、現在、積立額が4億5,100万円でございます。続きまして山北町さんが、名称同じなんですが、3億2,500万、開成町さんが7億、そして湯河原町さんが7億6,500万、これは平成30年度末現在の現在高でございます。

続きまして財政調整基金ということで、財政の均衡を保つための基金につきましては、中井町さんがですね、11億6,900万円です。大井町さんが13億3,196万円、山北町さんが…（「松田、今現在お願いします。」の声あり）松田が30年度末でやっていますので、3億5,400万、山北町さんが6億232万、開成町さんが5億7,965万、箱根町さんが17億4,193万、真鶴町さんが3億5,000万、最後湯河原町さんが9億8,028万円です。以上でございます。

5 番 田 代 これはあくまでも、今、前段の質問で難しい業者、禁止業種をちゃんと守ってくれてやっていけるという目安がついて、めでたく売買できたという前提の中での質問です。この令和2年度の予算に、まちづくりのための基金ですか、新松田駅周辺整備基金として3,000万積み増しが予定されてます。積み増しというか、新たに設置してここに積む予算が計上されてます。この3,000万については、どういったものを根拠にされたのでしょうか。これが一つ質問です。よろしくお願いします。

政策推進課長　　まず、駅の関係の3,000万ということで、当初、基金計画の中で整備基金における最終的な積立額を全体の推計から3億9,000万円、3億9,000万円をためていくというような計画を立てた中で、本年度は3,000万円を積み立てるという計画で積み立てたものでございます。以上です。

5 番 田 代　　3億9,000万、これを目標に積み立てていくということで、ありがとうございます。今、先ほど回答があった話の中で、売れた場合に、この土地が売れた場合に、小学校の建設費用の一部に充てるという話がありました。これについては、この夏、去年の夏ぐらいからかな、町民文化センターのE S C Oの改修事業のころからそんな話を口頭では聞いております。今まで、松田小学校の財源内訳の中では起債というふうなことで、この売買を前提にした財源内訳というのはなかったと思うんですけど、その辺に関してはいかがでしょうか。

政策推進課長　　そうですね、まず、財政推計で一度お示しした中では、土地の有効な町有地の売却等ということで、この寄一番地を含めて皆様のほうに報告させていただいたところがございます。この財源において、町としては将来の子供たちの投資のために…（「時間ないからいいよ」の声あり）

5 番 田 代　　私がお聞きしたのは、松田小学校の建設計画の中でしっかり出した財源内訳があるでしょ。あなたが言ったのは、その説明だけなんだよ。そうじゃなくて、松田小学校を建てるときにこうだよということで、総工事費に対して、その財源内訳が出てるんですよ。そのときは売却というのはなかったでしょということなの。

何を言いたいかということ、これに関しては、また横で議員がまた後で質問するから、もう黙れということなので、ここはもうよしますけれども、私が言いたいのは、松田小学校に充てるのはちょっと違うのではないかな。やっぱり、松田小学校は今まで決めたルールの中で借金をして財政推計の中でこうやって返していくと。お金を返していくと。これからやっぱり新松田のプロジェクト事業をやるわけですよ。それであれば、先ほどお伺いしたように相当のお金が入るんですよ。それをまちづくりのための基金に積んでいいのかなって。土地を売ったものだから、それを積んで新たに今度は町が発展するためのもの。それに回したほうがいいのではないかな。若干、財政調整基金、そういったものにも回してい

いのかなと。先ほどお話ししたように3,300万円ほど一般財源から充当して買った土地ですのでね。そのぐらい一回財調に戻してやって、残りは新松田のための基金に全部入れていいのではないかと。そうすると実現が見えてくるのかな。少なくとも一般財には使ってはいけないと思います。

先ほど、財政課長からお伺いしたとおり、ほかの町はお金持ってるんですよ。中井、両方で15億、大井は財調だけで13億、山北が9億、公共施設の整備基金も入れて9億、開成が13億、箱根は財調だけで17億、真鶴が3億5,000万、湯河原が基盤整備も入れて16億以上あるんですよ。やはり、松田と真鶴は、やっぱり財政的に厳しいかもしれませんが、基金の関係が松田小学校の積立基金を使ってしまうとかなり減ると思います。そういったことで、松田小学校は当初計画したとおり、ある程度その形でやった中で、次のステップの中に、この売却したお金の大半は私は積むべきだと思います。これについて、町長、回答をお願いいたします。お考えをお願いいたします。

町長 今お話ありましたように、ほかの町の話はね、今聞いたとおりでありますけれども、ほかの町とうちの町の財政状況は違うということ、町民も含めて皆さん方と一緒に共有する必要性があると。まず、そこが第一番目じゃないかなと。やはり、やらなきゃいけないのが選択と集中。そのための財源をしっかりと確保しなきゃいけないという話として、湯の沢一番地を、せっかく御寄附をいただいたものに対するお金の使い方。これは議員の思いと財政推計で話をしていることと、いろんな整合性もあるので私の答弁の中で最後にちょっとお話したとおり、柔軟に対応していきたいというふうに考えたところでもございますので、この使い方が違うとか何とかってというのは、最終的にはお金に色はないという話になってくるのかわかりませんが、しっかりとした目標を持ってですね、町民の方々のサービスの低下を招かないように、また、安定したということのお話いただいたように、私たちも同じような気持ちで今後進めてまいりますので、その節には御協力のほどよろしく申し上げます。以上です。

5 番 田 代 町長は柔軟な対応とお話だったんですけども、私は一番言いたいのが、松田小学校が完成する前に、計画でいくと新松田駅がもう動き始めるんですよ。そうなったときに、やはり、ない袖は振れない。ほかの町が財調がどうのこうの

じゃなくて、やはりもととなるのは借りたお金じゃなくて基金なんですよ。基金が幾らあるかでその事業が成功する、または財政的な裏づけになる。そういったことで、私はここでは町長の発言が理解したというよりも、うまく売却できた場合はまちづくりのための、新松田のための基金に積み立てて財源確保すべきだと強く要望しておしまいにします。終わります。

議

長 以上で受付番号第3号、田代実君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとってください。午後は1時30分より再開いたします。 (11時49分)